

議案第 1 1 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 2 月 1 8 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 4 新川崎地区整備計画区域の表 A 地区の区域の部建築物の用途
の制限の項を次のように改める。

| | |
|---------------|--|
| 建築物の用途の 制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 学校 (2) 事務所 (3) 研究所 (4) 工場 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必 要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの |
|---------------|--|

別表第 2 の 2 4 新川崎地区整備計画区域の表 A 地区の区域の部建築物の敷地
面積の最低限度の項中「1 5 0 平方メートル」を「5 0 0 平方メートル」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

新川崎地区地区計画の区域内における建築物に係る制限を変更するため、この条例を制定するものである。